

## 市町村地域防災計画の修正報告状況について

### 1 修正報告のあった市町村

館山市

### 2 修正の概要

(1) 修正年月日 平成24年3月26日（館山市防災会議開催日）

※ 前回の修正年月日

平成12年2月24日（震災編、風水害等編、東海地震編）

(2) 修正内容

ア 平成12年の修正以降の災害対策関係法令の改正に伴う修正  
水防法、災害救助法、災害対策基本法 など

イ 「千葉県地域防災計画修正の基本方針」の一部反映

ウ 構成の変更

(ア) 使用頻度の高い「風水害等編」を主体とする

※ 変更前は「震災編」が主体

(イ) 大規模事故編の新規作成

エ 主な修正箇所

(ア) 水防計画、土砂災害予防計画

ハザードマップの作成・配布に伴う新規記載

(イ) 災害時要援護者対策計画

要援護者の避難支援体制の整備、避難施設等の整備に係る配慮などの新規記載

(ウ) 津波災害予防計画

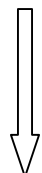
最大クラスの地震・津波の想定、「自助」「共助」「公助」の連携による減災の視点、住民の避難行動を軸とした人命の安全を守る対策を最優先に実施していくことの新規記載

など

## <参考>

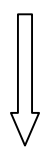
### 市町村地域防災計画修正手続きの流れ【館山市の例】

#### 1 市町村防災会議で地域防災計画の修正案を作成



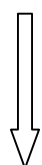
市町村防災会議会長は、防災業務計画又は千葉県地域防災計画に抵触しないように修正案を作成する  
(災害対策基本法第42条第1項)

#### 2 市町村防災会議の開催 平成24年3月26日開催



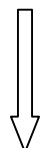
市町村地域防災計画の修正を決定

#### 3 市町村防災会議から知事への報告・公表 \*修正業務完結



市町村防災会議は、修正後の市町村防災計画を地域振興事務所経由で県防災計画課へ提出(災害対策基本法第42条第3項に基づく報告・公表)  
【平成24年4月11日付け安地振第75号(平成24年4月9日館社安第6号)】

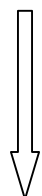
#### 4 県における報告の受領 平成24年4月13日受理



県防災計画課は、地域振興事務所経由で修正結果報告を受領する

#### 5 県防災会議への意見聴取 県知事⇒県防災会議会長

【平成24年5月10日付け防第65号】



※災害対策基本法に基づく県知事から県防災会議への意見聴取手続は会長専決に処理するため、県防災会議の開催を要しない。

なお、必要があると認める場合には、同法第42条第4項の規定に基づき、知事から市町村防災会議会長に対し、必要な助言又は勧告を行う場合がある。

#### 6 県防災会議からの回答 県防災会議会長 ⇒ 県知事

【平成24年5月11日付け千防第1号】



市町村地域防災計画の修正については支障なし(県計画に抵触せず)

○ 必要な助言又は勧告あり

⇒ 県知事から市町村防災会議会長へ通知文を送付